

(2) すべての教職員の安全・危機管理意識の向上

学校安全においては、管理職及び安全担当者だけでなく教職員一人ひとりが安全・危機管理意識を十分に高めていくことが重要である。

① 安全に関する情報の共有

安全に関する情報を共有するため、各学校園の安全点検の実施内容や改善事項及び事故につながる事象（ヒヤリとしたり、ハットとしたりする事象）等について情報を収集整理し、全学校園に向けて発信し、その情報を共有するとともに、必要に応じて点検内容を見直し事故の防止につなげる。

各学校園においても学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、情報の共有を進めることが大切である。

また、今後は教育情報ネットワークを活用した情報収集について検討し、教職員研修等様々な機会が安全に関する情報が活用できるよう取組む。

(ヒヤリハットの情報収集と発信)

- ・教職員が経験した児童等の「命にかかわるかもしれなかった」や「大事に至るかもしれなかった」等のヒヤリハットの事象について各学校園で情報収集し、教職員で情報共有を図るとともに、定期的に教育委員会に情報提供をする。
- ・教育委員会は集めた情報を整理し、全学校園に発信する。各学校園においては様々な安全対策に対しての取組として活かせるよう全教職員に周知し、今後の事故防止に向けて情報の共有を図る。

(学校事故事例の情報提供)

- ・学校の管理下で発生した事故により、児童等が入院に至る事例は本市において年間約80件（平成22年度）発生している。その事故事例について、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの災害共済給付申請から教育委員会が月毎に集約し、必要な事例等を各学校園に情報提供する。

② 事故防止につなげる研修の拡充

事故防止についての研修内容を研修項目に加えるとともに、各学校園の学校安全計画で位置づけられた校内研修の充実を図り、これまで研修を実施してきた保健主事に加え、学校安全担当者など関係教職員に対する研修を拡充し、全教職員の意識の向上につなげる。

(研修の例)

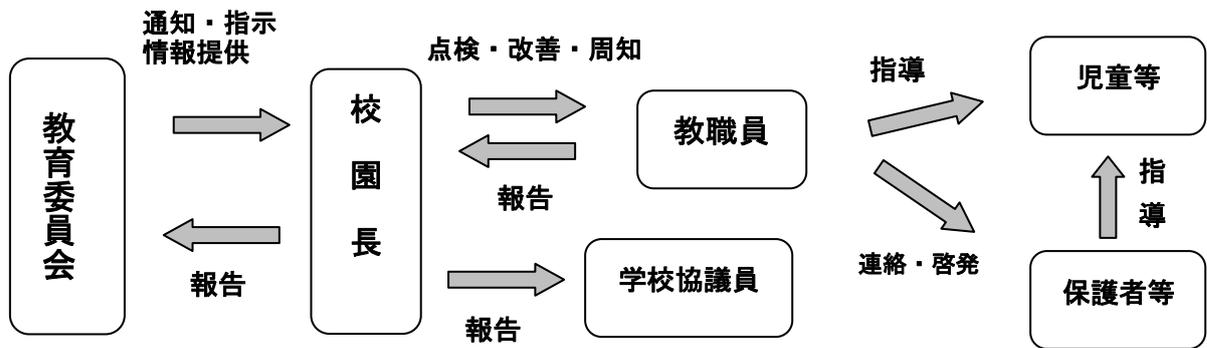
- ・日常時、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。
- ・学期初めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校園に関する問題の所在を話し合い、安全な環境作りなど具体的な解決策を講じる。
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当てに関する内容等を実施する。
- ・児童等の危険予測、回避能力等を育成するなど安全教育を教育課程に位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図る。

③ 学校園と教育委員会との確かな情報・安全対策の共有

安全管理については、教育委員会と各学校園が情報の共有を図り、組織的な取組を行う必要がある。

子どもの死亡や重大な事故を防ぐための安全対策における通知を行う際は、各学校園に対して点検や改善の対応状況についてその報告を求める。

情報・安全対策の共有



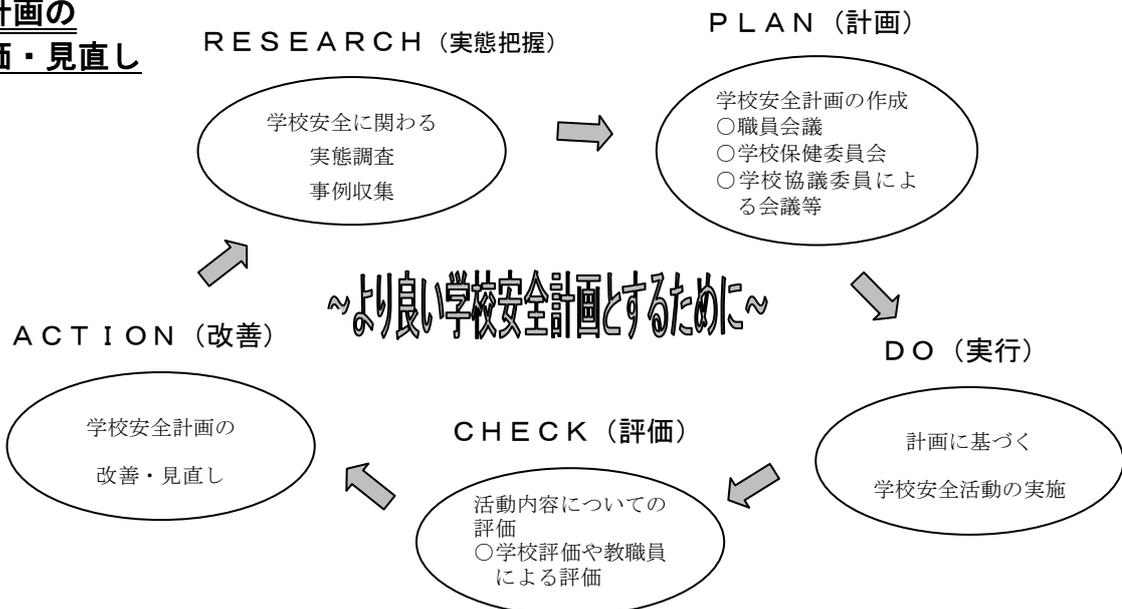
(3) 安全点検をはじめとする安全管理の改善

① 学校安全計画の策定、実施に向けて

児童等の事故はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めなければならない。そのために学校安全の取組の実施に向けて学校安全計画を策定（学校保健安全法第27条）し、教職員の共通理解の下で計画的に進めることが重要である。

また、児童等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、学校安全計画の取組状況を定期的に振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

学校安全計画の 評価・見直し



② 学校安全計画に転落事故防止を明確に位置付

児童等の安全を図るため各学校園で策定している学校安全計画において、安全教育の指導事項や安全管理の対象事項として転落事故の防止を明確に位置付ける。

③ 安全点検方法の改善

従来、行っていた安全点検においては、ややもすると施設設備の不備の有無のみに注意が払われがちで、実際児童等の行動を想定しての点検に至らない部分もあったと反省される。そこで、今回の事故を教訓とし、従来の想定を根本的に見直し、常に「もしかしたら～」「たとえば～」といったように児童等の様々な動きを想定しながらの点検が重要である。また、児童等と一緒に点検をしたり、定期的に担当場所を変更したりするなど複数の視点で行うようにする。併せて「動かしてみる」「触ってみる」など具体的な確認動作を追加し、点検作業を充実させる等、従来実施してきた安全点検にもまして、様々な取組を加味した点検（表）に改善する。

④ 学校園での安全点検の実施

ア 様々な状況を想定した安全点検の実施

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間等により変化するものであり、また日々劣化していくものである。そのため、定期的、臨時的、日常的な安全点検を確実に実施する必要がある。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童等が使用する施設・設 備及び防火、防災、防犯に 関する設備等について	毎学期 1 回以上、幼児、児童 等が通常使用する施設及び設 備の異常の有無について系統 的に行わなければならない (学校保健安全法施行規則第 28条第1項)
	毎月 1 回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童等が多く使用すると 思われる校地、運動場、教 室、特別教室、廊下、昇降 口、ベランダ、階段、便所、 手洗い場、給食室、屋上な ど	明確な規定はないが、各学校 の実情に応じて、上記（同規 則 28条第1項）に準じて行 っている
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学 芸会や文化祭、展覧会 などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣 での火災等災害時 ・近隣で危害のおそれ のある犯罪（侵入や放 火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を 設定	必要があるときは、臨時に、 安全点検を行う（同規則 28 条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童等が最も多く活動を 行うと思われる箇所につ いて	設備等について日常的な点検 を行い、環境の安全の確保を はからなければならない（同 規則 29条）

イ 徹底した安全点検の方法

「基本となる方法」

- ・安全点検の実施計画は、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する。
- ・日常安全点検は、児童等の学習活動や学校生活に伴って、常に行う。
- ・定期安全点検は、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するために、教職員全員で、組織的かつ計画的に行う。
- ・臨時安全点検は、改修により施設の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく。
- ・個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行う。
- ・点検作業は、学校管理の一環として、原則として教職員が行う。
- ・対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に判断できない場合もある。
判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、必要に応じて、専門家等による点検を実施する。

「新たに加える方法」

- ・安全点検表には、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判断結果、不良個所とその程度、改善措置の確認などを記録できるようにする。
- ・定期安全点検について児童等と一緒に点検したり、定期的に担当場所を変更するなど常に多様な視点での点検が行えるよう工夫する。
- ・安全点検表には、単に物理的な故障等の点検だけではなく、児童等の行動を勘案して「もしかしたら～」「たとえば～」「～するかも」といった視点で全体を見渡し、危険と思われる箇所についても記載できるようにする。
- ・安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善する。
- ・点検項目に、「窓下に足掛かりとなるものは置いてないか」、「バルコニーの手すりの下に足掛かりとなるものは置いてないか」、「天窓の防護ネット等は安全な状態であるか」等の具体的な項目を新たに設ける。

ウ 教育委員会の指導、点検

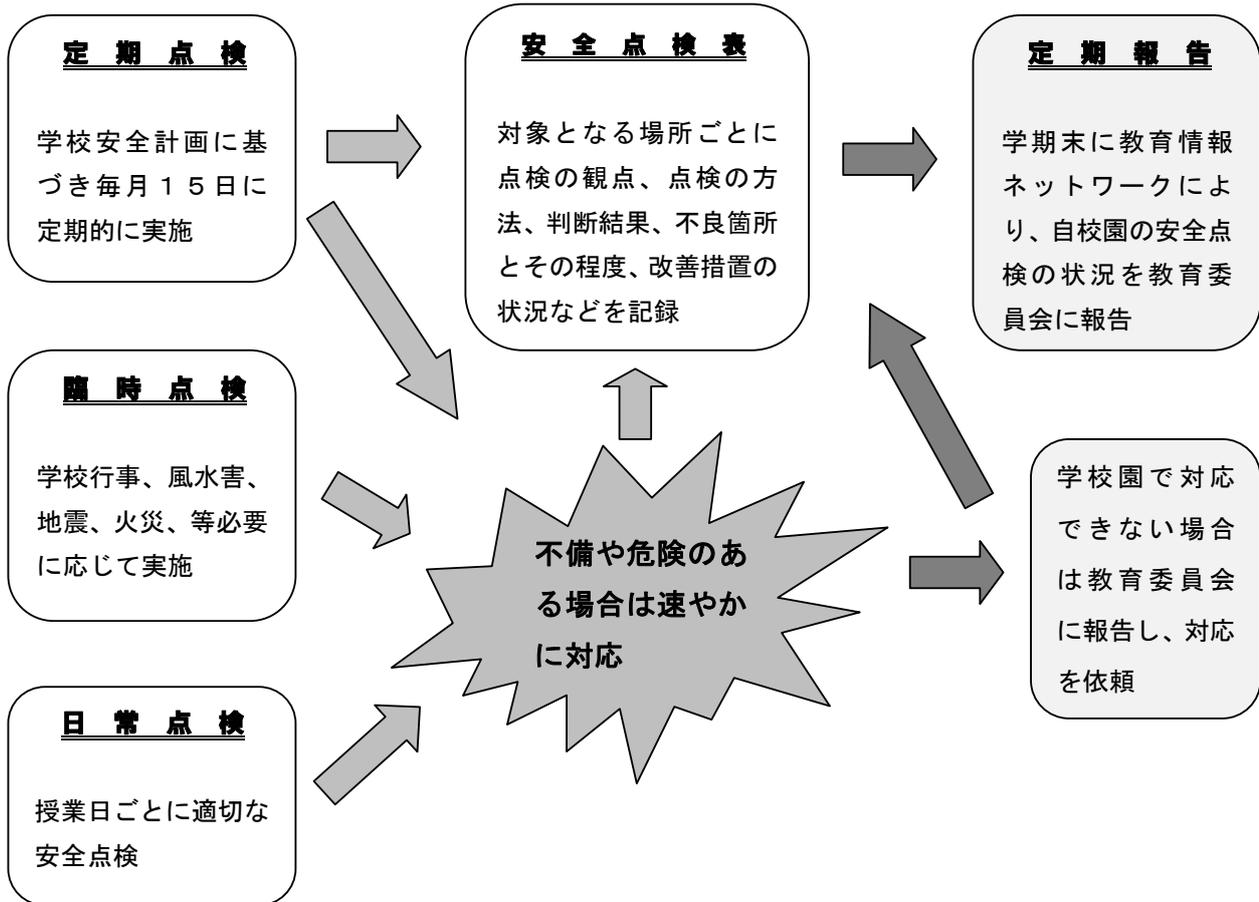
教育委員会は、各学校園の定期安全点検について、安全点検表の作成の状況や安全点検の実施内容及び改善事項等が適切に実施されているか学期ごとに確認し、教育委員会と各学校園との情報共有を図るとともに、定期安全点検が適切に行われていない事項が判明した時には、適切に対応するよう指導し、その改善について報告を求める。

エ 危険箇所に対しての適切な改善措置

施設及び設備の安全点検の結果、児童等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止、又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じる。

大規模な改修を伴う場合など校長の判断のみで対応できない事項については、適切な措置が講じられるよう教育委員会に速やかに報告する。

安全点検の流れ



安全点検の視点・・・施設設備の「不備・破損のチェック」のみになっていないか？

物・・・日常の教育活動時の児童等に及ぼす危険性等

自然災害発生時の時の落下、倒壊による避難経路の妨害等

→ 物の「置き場所」「固定」等も視点の一つ

人・・・児童等の危険行動を予測

→ 転落につながる足掛かりとなるもの等、物の「配置状況」も視点の一つ

→ ルール作りや生徒指導等、人への改善措置も視点の一つ（安全指導との連携）

→ 児童等の健康状況や障害の状態等も視点の一つ

オ 安全点検結果をもとにした施設設備の標準仕様の見直し

学校建築物の設計の基本となる「堺市小・中学校校舎標準図」の仕様については、日常の安全点検の結果を取り入れて見直しを行い、校舎の設計施工に適切に反映させるとともに、既存校舎についても新仕様に基づき改修を順次進めていく。

(4) 学校園における安全教育の取組

学校園の安全教育は、児童等が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自助・共助・公助の観点から、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基盤を養うため、子どもの発達段階に応じた安全教育を推進する。

① 児童等の発達段階に応じた安全学習の取組

児童等が安心して学校生活を送れるよう、子どもの発達段階に応じて保健や生活科などの関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間において安全学習を実施する。

ア 命を大切にすることをめざす道徳教育の推進

- 学校園において、「自他の命を大切にし、力強く生きていこうとする心」の醸成をめざして、道徳教育を推進する。
- 具体には、教育委員会作成の学年別道徳教材『未来をひらく』等を活用し、子どもの発達段階に応じて、子どもたちが生きることの尊さ、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜びや死の重さなどを理解できるように指導する。
- 道徳教育推進教員を中心とした全校的な体制のもとで指導計画を作成するとともに、他者とのふれあい体験を生かすなどの活動を工夫したり、魅力的な教材を選択・開発したり、保護者や地域の人々との連携・協力したりして、命を大切にすることをめざす道徳教育の充実を図る。

イ 児童等の発達段階に応じた安全学習の指導事例

- 幼児期については、日常生活の中で、安全な生活習慣や態度を身につけることができるようにする。危険な場所で行動する場合や、事件・事故が起こった際には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにする。
- 小学校低学年では、生活科における「がっこうたんけん」や「まちたんけん」の学習活動等を通じて、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができるようにし、学校や登下校時における安全な生活の仕方を学習する。
- 小学校中学年では、社会科における「交通安全」や「災害安全」の学習活動を通じて、危険の原因や事故の防止について理解し、安全な行動をとることができるようにする。また、特別活動の時間等を通じて「自転車の安全な乗り方」等について学習を進める。
- 小学校高学年では、保健における「ケガの防止」の学習を通じて、交通事故や身の回りの生活の危険を予測し、回避できるようにするとともに、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分だけでなく、身近な人の安全にも気配りができるように、例えば総合的な学習の時間を活用して、学校におけるケガの発生状況など実情に応じた校内安全マップを作成する活動も考えられる。

- 中学校では、日常生活の中に潜むさまざまな危険を予測し、自他の安全に配慮して主体的に行動できるようにする。例えば、総合的な学習の時間等を通じて、児童等が校内の事故につながる可能性のある事象（ヒヤリとしたり、ハッとしたりする事象）について調べ、その原因や対策について話し合い、それを改善していく活動を行う。

② 様々な機会を活用した安全指導の実施

生活の中に潜む危険の予測やそれに基づく安全な行動の仕方についての理解の上から立って、学級活動、学校行事、生徒会活動など、様々な機会を活用し、多様な生活活動の体験を通して、的確な判断のもとにきまりを守り、安全な行動を行える資質や能力を養う安全指導を行う。

(指導例)

- ・年度当初に児童等と教職員で危険箇所の確認を行い、必要に応じて理由を含めて具体的に明示するなど、事故の起こりやすい施設・設備の安全な使い方について発達段階に応じた指導を具体的にを行う。
- ・行事等における安全指導においては、行事によって発生が予想される事故や過去に起こった事故例をもとに事前指導を行い、ルールを徹底させるとともに反省事項を取り上げ、事後指導を通して安全に対する実践的な態度が身につくようにする。
- ・事故につながる可能性のある事象（ヒヤリとしたり、ハッとしたりする事象）を安全担当者が全学級に発信し、危険事象について共通理解を図る。

③ 安全教育と安全管理との密接な連携

安全教育と安全管理を一体のものとして密接に関連させるとともに、家庭の協力を得て学校安全をより一層効果的に進める。

(指導例)

- ・安全点検で把握した児童等の望ましくない行動について学級で話し合い、安全指導につなげる。
- ・学校で発見された望ましくない行動について家庭と連携しながら指導改善を図る。

④ 安全教育の評価

一人ひとりの児童等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知り、教育内容や方法の問題点を明確にするために安全教育の評価を行い、学校安全をより一層効果的に進める。

(実践例)

- ・安全教育の成果を事故の発生件数のみによってとらえるのではなく、安全に関する知識や安全行動の実施状況について調べることが重要である。
- ・安全教育の指導計画について、全校的な指導体制は確立しているか、児童等の実態を反映しているか、内容や方法は適切か、実施時期や回数は適切かなどについて評価し、指導の改善に生かす。

(5) 事故防止に向けての対策の改善

教育委員会として、事故防止に向けて常に各学校園と安全対策についての情報を共有しながら対策を改善し、改めて計画を立て直すなど、評価や見直しを行い、さらにより良い安全対策につなげていくことが重要である。

① 対策改善のための情報共有

学校園と教育委員会が学校安全に関わる情報を共有し、対策を講じることにより、事故の未然防止を図る。

ア 学校園の現状についての確かな情報共有

教育委員会は、各学校園の定期安全点検について、適切に実施されているか、施設設備の改善対策が講じられているか等を定期的に確認する。また、子どもの死亡や重大な事故につながる安全対策における通知を行う際は、学校園に対して点検や改善の対応状況についてその報告を求めるなど、学校園の現状について教育委員会と学校園で確実な情報の共有を図る。

イ 命にかかわるようなヒヤリハットの情報共有

今後の事故防止に活用するために、収集したヒヤリハットの情報を教育委員会から各学校園にヒヤリハット情報として提供し、全学校園と情報の共有を図る。

ウ 学校事故事例の情報共有

学校の管理下で発生した、児童等が入院に至る事故事例を定期的に各学校園に情報提供することで、各学校園においての安全管理に対する注意喚起を図る。

エ 学校園における教職員の情報共有

各学校園においては、ヒヤリハットや事故事例をはじめとする安全に関する情報や話題、必要な安全対策などについて、職員会議や学年会、校内研修会等の機会を活用して常に話し合いを行い情報の共有を図る。

② 教育委員会事務局内の情報共有

教育委員会事務局においても、安全管理や安全教育に関わる関係各課が集まり、学校園における安全に関する会議を必要に応じて開催し、情報を共有するとともに、学校園を含めた相互の連携を図りながら、事故の未然防止対策や確実迅速な事故対応を図る。

③ 安全教育の評価による指導改善

学校園において、安全教育の目標をどの程度達成したかを調査し、教育内容や方法の問題点を明確にするために安全教育の指導計画について評価を行い、指導の改善に生かすなど学校安全をより一層効果的に進めるための取組を継続する。

お わ り に

学校は、子どもたちにとって安全で安心が保障された場でなければなりません。本報告書では、子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、転落事故を含めた学校園における事故防止に向け、施設設備の安全対策や安全点検をはじめとする安全管理、また、安全教育の実施等について、基本的な考え方と取り組むべき様々な対策・改善事項を示しました。

今後、学校園及び教育委員会の関係職員一人ひとりが安全への意識を新たにし、子どもたちにとって安全・安心な学校園となるよう、学校園の安全管理の徹底と安全教育の充実に向け全力をあげて計画的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、子どもたちの命を守り育むため、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりに最善を尽くすことを誓い、報告書の結びといたします。

学校園における事故の防止に向けて

発行年月 平成24年3月19日

編集発行 堺市立学校園における転落事故防止対策会議

担当課 堺市教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7489 FAX 072-228-7256

堺市行政資料番号 1-K2-11-0334